

災害による被災者の市営住宅等一時使用実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、災害により住宅での居住が困難になった者（以下、「被災者」という。）に対し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定に基づき、緊急避難先として一時的に市営住宅等を使用すること（以下、「一時使用」という。）を許可し、住宅確保までの居住場所を提供することにより、被災者の自立した生活の再開を支援することを目的とする。

(対象者)

第2条 一時使用の対象者は、次の各号全てに該当する者とする。

- (1) 西宮市内の現に居住していた住宅が、災害により居住が困難になり、他に避難する住宅がない被災者であること。ただし、故意又は重大な過失により被災した場合を除く。
- (2) リ災証明書の発行を受けている者であること。
- (3) ペット（犬や猫等、近隣住民に騒音・臭い・アレルギー等の迷惑を及ぼす恐れのあるもの。ただし、西宮市営住宅における身体障害者補助犬使用承認事務処理要綱による身体障害者補助犬を除く。）の飼育を行わない者であること。
- (4) 西宮市暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年西宮市条例第67号）第2条第2号、第3号に規定する暴力団員または暴力団密接関係者でないこと。
- (5) 被災した住宅が、被災者の雇用主が提供する社宅等ではないこと。

(提供住戸の選定)

第3条 市長は、市営住宅等の適正かつ合理的な管理に著しい支障がない範囲で、一時使用のために提供可能な住戸を選定する。

(申請手続き)

第4条 一時使用の許可を受けようとする被災者は、被災した日から14日以内に行政財産使用許可申請書（第3号様式）に次の必要書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 住民票の写し（世帯全員の続柄が確認できるもの）
- (2) リ災証明書（申請時に原本を提示すれば写しでよい）
- (3) 申立書（世帯全員が被災した物件以外の住宅を所有していないこと）
- (4) 一時使用誓約書
- (5) 誓約書（暴力団員または暴力団密接関係者でない旨の誓約）
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 被災者は、第6条ただし書きの規定により使用期間の延長を希望する場合は、許可期間が満了する日の14日前までに行政財産使用許可更新申請書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

3 前2項に規定する申請書への連帯保証人の署名は不要とする。

(許可)

第5条 市長は、被災者から前条の規定による申請があったときは、速やかに審査を行い、適当と認めるときは、必要な条件を付して一時使用を許可することを決定し、行政財産使用許可書（第5号様式）を交付するものとする。

(使用期間)

第6条 使用期間は3ヶ月以内とする。ただし、特に退去できない事情があり、市長が必要と認める場合には、申請により一度に限り3ヶ月を限度に延長できるものとする。

(使用料等)

第7条 市長は、一時使用を許可するにあたり、当該住宅の使用料につき、西宮市行政財産使用料条例（昭和42年西宮市条例第46号）第6条第3号の規定に基づき免除する。

- 2 被災者は、前項の規定による使用料の免除を受けるにあたり、行政財産使用料減免申請書（第6号様式）を市長へ提出しなければならない。
- 3 当該住宅の使用に係る敷金は徴収しない。

(駐車場の使用)

第8条 被災者は、一時使用の許可を受けた住宅に駐車場が整備されており、かつ、当該駐車場に空き区画が存在する場合は、西宮市営住宅条例（平成8年西宮市条例第44号。以下、「条例」という。）第56条第2項の条件を満たす者（以下、「本来使用者」という。）の駐車場使用に著しい支障がない範囲において、本来使用者に準じて当該駐車場を使用することができる。

- 2 駐車場の使用に係る使用料及び保証金は、本来使用者に準じてこれを徴収する。

(共益費等の費用負担義務)

第9条 一時使用の許可を受けた者は、条例第29条の規定に基づく費用を負担しなければならない。

(条例等の準用)

第10条 一時使用の許可を受けた者が当該住宅及び駐車場を使用するにあたり、この要綱に定めのない事項に関しては、条例及び西宮市営住宅条例施行規則（平成9年西宮市規則第1号）を準用する。

(明渡し請求)

第11条 市長は、一時使用の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許可を取り消し、住宅及び駐車場の明渡しを請求することができる。

- (1) 許可条件を遵守しないとき。

(2) 条例第46条第1項各号又は第64条第2項に該当したとき。

(3) その他市長が必要と認めたとき。

(返還手続き)

第12条 一時使用の許可を受けた者が当該住宅及び駐車場を返還しようとするときは、事前に届け出て、市の確認を受けなければならない。

(退去時の修繕費用)

第13条 退去時における当該住宅の修繕費用は免除する。ただし、故意又は過失により住宅を滅失又は毀損したときは、市の指示に従い原状に回復するか、又はこれにより生じた損害を賠償しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は市長が定める。

付 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。